チェック実施日	
施設名	

保育所等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト

1 主旨

本チェックリストは厚生労働省通知、保育所における感染症対策ガイドライン、県のコロナ社会を生き抜く行動指針、専門家の意見等に基づき、保育所等の運営者が新型コロナウイルスの感染及びまん延の防止対策に係る各項目について、チェックリストを作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

2 実施者

本チェックリストの実施者は、未就学児を対象として保育等を行う保育所等を運営する法人等としています。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 認可外保育施設

3 記載要領

- ・内容を確認し、実施できていればチェック欄に「✔」(チェックマーク)記入してください。
- ・項目の事案がない場合についても、「事案があった場合」と仮定して内容を確認してください。
- ・実施できていない場合は早急に実施し、感染及びまん延の防止に努めてください。

○日常的な体調の把握に関すること

- 1 施設長等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、職員に対して感染予防を推進することの重要性を伝えているか。
- 2 感染防止対策ポイントのチェック・声掛けを行う担当者(ぎふコロナガード)を選任・ 設置し、対策の徹底を図っているか。また、各家庭でも同様の取組みがなされるよう普及 啓発に努めているか。

[コロナガードの業務内容]

- (1) チェックリストに基づく感染防止対策のチェックと注意
- (2) 感染防止対策の資料配布と説明
- (3) 職員の各家庭への普及啓発
- (4) 体調不良時の行動ストップ
- (5) 県「感染警戒 QR システム」、国(厚生労働省)「接触確認アプリ(COCOA)」の活用促進
- (6)「コロナ・ハラスメント」防止に向けた普及啓発
- 3 職員(事務職やボランティア等を含む。以下同じ。)については、毎日、体温を計測・記録し、発熱や呼吸器症状(以下「発熱等」という。)が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底しているか。
- 4 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申出しやすい環境づくりに努めているか。
- 5 園児については、毎日、本人・家族又は職員が必要に応じて体温を計測・記録し、発熱 等が認められる場合には、利用を控えるよう依頼しているか。
 - ※発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められるため、子どもの個々の取扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応すること。
 - ※ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から 診断が出ている場合は利用を控える必要はないが、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相 談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応すること。
- 6 職員及び園児について、過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 48 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、3及び5と同様の取扱いとしているか。 また、その後も引き続き健康状態に留意しているか。

7 職員、保護者等に対して、厚生労働省が開発した新型コロナウイルス接触確認アプリ (※)の周知を行っているか。下記URL又はQRコードからダウンロードできます。

https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar



※陽性者と接触した可能性がある場合に通知が届き、接触した可能性をいち早く知ることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動をとることができます。

○感染予防に関すること

- 1 マスク着用を含む咳エチケットが行われているか。
- ※職員については、目の粘膜からの感染を防ぐため、ゴーグルも有効である。
- ※気温・湿度が高いなかでマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、 屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外すこと。
- ※低年齢の子どもの場合、マスク着用によって熱中症リスクが高まる等の健康に過ごすうえでのリスクが指摘されていることから、子どもの発達の状況を踏まえ、一律にマスクを着用することは求めないこと。
- ※特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて十分に注意し、持続的なマスク着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにすること。(なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスク着用は必ずしも必要ないとしています。)

【他人の方向を向かずに距離を保ったうえで咳エチケット】



- 2 職員室等でマスクを外して飲食をする場合、他の職員と対面せず一定の距離を保ち会話をしないようにしているか。
- 3 日常生活も含め、会話をする際は、可能な限り真正面を避けているか。
- 4 更衣室(ロッカー室)を使用する時間が重複しないよう配慮しているか。
- 5 同じパソコン、マウス等を多くのスタッフが共同で使用していないか。また、共同で使用している場合は、適切に消毒を行っているか。また、使用前後は手指衛生を徹底するとともに、使用中は顔を手で触らないようにしているか。
- 6 常時換気が行われているか (寒い環境でも)。
 - ※機械換気による常時換気を行うこと。機械換気が設置されていない場合は、室温が下が らない範囲で常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安)、連続した部屋等を 用いた2段階の換気(使用していない部屋の窓を大きく開ける)等により行うこと。
 - ※換気は、2方向の窓を同時に開けて行うこと(窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的)。また、気候、天候、保育室等の配置等によって必要な換気の程度が異なるため、園医等と相談すること。
 - ※エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。
- 7 園バスによる送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に消毒を行っているか。
- 8 換気しながら、加湿 (加湿器使用や洗濯物の室内干し) やこまめな拭き掃除を行い、適度な保湿 (湿度 40~60%を目安) を行っているか。
- 9 手洗い、アルコール消毒等が適切に行われているか。



- 10 1及び9について、施設職員、児童、その他関係者等において行われているか。
- 11 職員等においては、職場はもとより、職場外でも感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に、「3つの条件」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)が揃う場を徹底して避けているか。

場面1 飲食を伴う懇親会等



場面2 大人数や長時間に及ぶ飲食



※職員、園児及びその家族も含めて、同居人以外の人との会食を極力控える

場面3 マスクなしでの会話





場面4 狭い空間での共同生活





場面 5 居場所の切り替わり (環境変化による気の緩み)







- 12 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して廃棄しているか。 その際、必ずマスクや手袋を着用しているか。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流 水で手洗いしているか。
- 13 トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底しているか。
- 14 衣服は毎日洗濯ないし交換をしているか。
- 15 勤務後や日常生活における外出等の後は、手洗い・着替え・入浴を行っているか。
- 16 出張による従業員の移動を減らすため、テレビ会議の活用など、幅広くオンラインによる対応に取り組んでいるか。

- 17 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えているか。
- 18 委託業者等について、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行い、施設内に立ち入る場合は、体温を計測し、発熱等が認められる場合には立ち入りを断っているか。また、委託業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施し、出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先・体温・体調について記録しているか。

○施設内外の衛生管理に関すること

1 保育室

ドアノブ、手すり、照明のスイッチ(押しボタン)等は、水拭きした後、アルコール含 浸クロス、次亜塩素酸ナトリウム等により消毒を行っているか。

- ※次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であるため、噴霧は絶対に行わないこと。また、「次亜塩素酸水」については「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるもので、新型コロナウイルスに対する効果については独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において、一定の濃度以上の次亜塩素酸水が、新型コロナウイルスの消毒に対して有効であることが確認されています。
- ※新型コロナウイルス感染症に有効な界面活性剤が含まれている製品については、下記URL又はQRコードから確認できます。



https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html

2 おもちゃ

直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、アルコール含浸クロス等で洗い流し、干す。

午前・午後とで遊具の交換を行う。

適宜、水(湯)洗いや水(湯)拭きを行う。

3 食事・おやつ

テーブルは、アルコール含浸クロスで拭きとり、衛生的な配膳・下膳を心掛ける。

スプーン、コップ等の食器は共用しない。

食後には、テーブル、椅子、床等の食べこぼしを清掃する。

4 調乳・冷凍母乳

調乳室は清潔に保ち、調乳時には、毎回手指衛生を徹底し清潔なエプロン等を着用する。 哺乳瓶、乳首等の調乳器具は、適切な消毒を行い、衛生的に保管する。

ミルク(乳児用調製粉乳)は、使用開始日を記入し、衛生的に保管する。

乳児用調製粉乳は、サルモネラ属菌等による食中毒対策として、70℃以上のお湯で調乳する。また、調乳後2時間以内に使用しなかったミルクは廃棄する。

冷凍母乳等を取り扱う場合には、手洗いや備品の消毒を行うなど、衛生管理を十分徹底する。母乳を介して感染する感染症もあるため、保管容器には名前を明記して、他の子どもに誤って飲ませることがないように十分注意する。

5 歯ブラシ

歯ブラシは個人専用とし、他の子どものものを誤って使用させたり、保管時に他の子ど ものものと接触させたりしないようにする。

使用後は、個別に水で十分にすすぎ、ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に 保管する。

6 寝具

衛生的な寝具を使用する。

個別の寝具にはふとんカバーをかけて使用する。

ふとんカバーは定期的に洗濯する。

定期的にふとんを乾燥(天日・布団乾燥機のどちらでもよい)させる。

尿、糞便、おう吐物等で汚れた場合には、消毒(熱消毒等)を行う。

※大量の場合は、手袋・マスクを着用して作業を行い、手袋・マスクと共にビニール袋 に入れて廃棄する

※少量の場合は、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)に30分以上浸した後に洗濯する

7 トイレ

日々の清掃及び次亜塩素酸ナトリウムによる消毒で清潔に保つ。(便器、汚物槽、ドア、 ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル等)

ドアノブ、手すり、照明のスイッチ(押しボタン)等は、水拭きした後、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行うと良い。ただし、ノロウイルス感染症やロタウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を必ず使用するなど、流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行う必要がある。

○職員、園児に発熱等の症状があった場合

1 概ね過去 14 日以内に、法務省が示す上陸拒否を行う国から帰国した職員等については、医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱等があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応しているか。



http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html (法務省 IP)

- (ア) 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター(別添「岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター窓ロー覧」参照)等に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。
- (イ) 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

- 2 次のような症状がある場合には、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に相談(又は指導)しているか。
 - ・息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱、味やにおいを感じない等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方(※)・妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
 - (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・上記以外の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差があるため、強い症状と感じた場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

○「受診・相談センター」に相談した場合

- 1 相談先の案内(自院への受診案内、他の医療機関への紹介等)に従って受診しているか。(複数の医療機関を受診することは控えているか。)
- 2 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底しているか。

○情報収集

- 1 新型コロナウイルスに関する最新かつ正確な情報を厚生労働省HPや、保健所等の関係機関との連携により収集しているか。
- 2 1で収集した情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、保護者、子ども、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めているか。
- 3 職員等に対し、現在の知見下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、罹患者の人 権に十分配慮しているか。
- 4 感染者が発生した場合の積極的疫学調査、保健所の感染拡大防止等業務への協力の ため、病状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等がわか るもの)、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しているか。
- 5 感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合等には、職場へ、電話等により 速やかに連絡することを周知し、徹底を求めているか。また、その場合にどのような 対応をするかルール化し、職員全員に周知しているか。

○登園自粛・臨時休園時の支援

登園自粛・臨時休園を行っている場合、保護者の相談支援を行っているか。

※特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子供については、概ね1週間に1回以上状況確認すること。

○県への報告

- 1 次に該当する場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル(平成31年4月1日制定)」に準拠し、「食中毒、感染症患者(疑いを含
 - む)発生報告書(様式1)(新型コロナウイルス感染症用)」により、県等(保健所、県事務所福祉課等、市町村)へ速やかに報告しているか。
 - (1)子ども又は職員が新型コロナウイルス感染症に感染し登園等を停止している場合
 - (2)子ども又は職員が感染者の濃厚接触者に特定されたことなどにより、登園等を停止している場合
 - (3)子ども又は職員が PCR 検査を受けることとなったなど、感染の疑いがある者が発生した場合 (検査で陰性が判明するなど、疑いが無くなるまでの間)
 - (4) 感染者がいなくとも公衆衛生対策の観点により、臨時休園を行った場合(県の休園等要請に伴うものを除く)
- 2 1の報告以降は、事業所等は最新事項(様式1及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表(様式3)」等による。)を県等へ毎日状況報告しているか。

受診・相談センター

所管区域	保健所	電話番号	相談時間
羽島市・各務原市・山県市・	岐阜保健所	0 5 8 - 3 8 0 - 3 0 0 4	毎日(24時間)
瑞穂市・本巣市・羽島郡・			(平日9時~17時以
本巣郡			外は電話呼出対応)
大垣市・海津市・養老郡・	西濃保健所	0 5 8 4 - 7 3 - 1 1 1 1	
不破郡・安八郡・揖斐郡		(内線273)	
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0 5 7 5 - 3 3 - 4 0 1 1	
		(内線360)	
美濃加茂市・可児市・加茂	可茂保健所	0 5 7 4 - 2 5 - 3 1 1 1	
郡•可児郡		(内線358)	
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0 5 7 2 - 2 3 - 1 1 1 1	
		(内線361)	
中津川市・恵那市	恵那保健所	0 5 7 3 - 2 6 - 1 1 1 1	
		(内線258)	
高山市・飛騨市・下呂市・	飛騨保健所	0 5 7 7 - 3 3 - 1 1 1 1	
大野郡		(内線309)	
岐阜市	岐阜市保健所	$0\ 5\ 8-2\ 5\ 2-7\ 1\ 9\ 1$	